

第3章

温室効果ガス削減に向けた施策

この章では、削減目標を達成するための島根県の重点施策及び家庭、事業者、行政に対して県が行う施策を示します。

3.1. 県の温室効果ガス削減に向けた施策

3.1.1. 施策の展開

本県は第1章で述べたように、前計画において設定した第1ステップの削減目標（二酸化炭素排出量を2003年において1998年の10%削減）を達成することができませんでした。

県はこの結果を厳粛に受け止め、削減目標を達成できなかった原因の分析を行うとともに、現状の二酸化炭素排出状況を踏まえ、今後対策強化を推進することにより、削減可能な2010年の二酸化炭素削減量を算出し、本計画の削減目標（二酸化炭素の排出量を2010年において1990年の2%削減）を新たに設定しました。

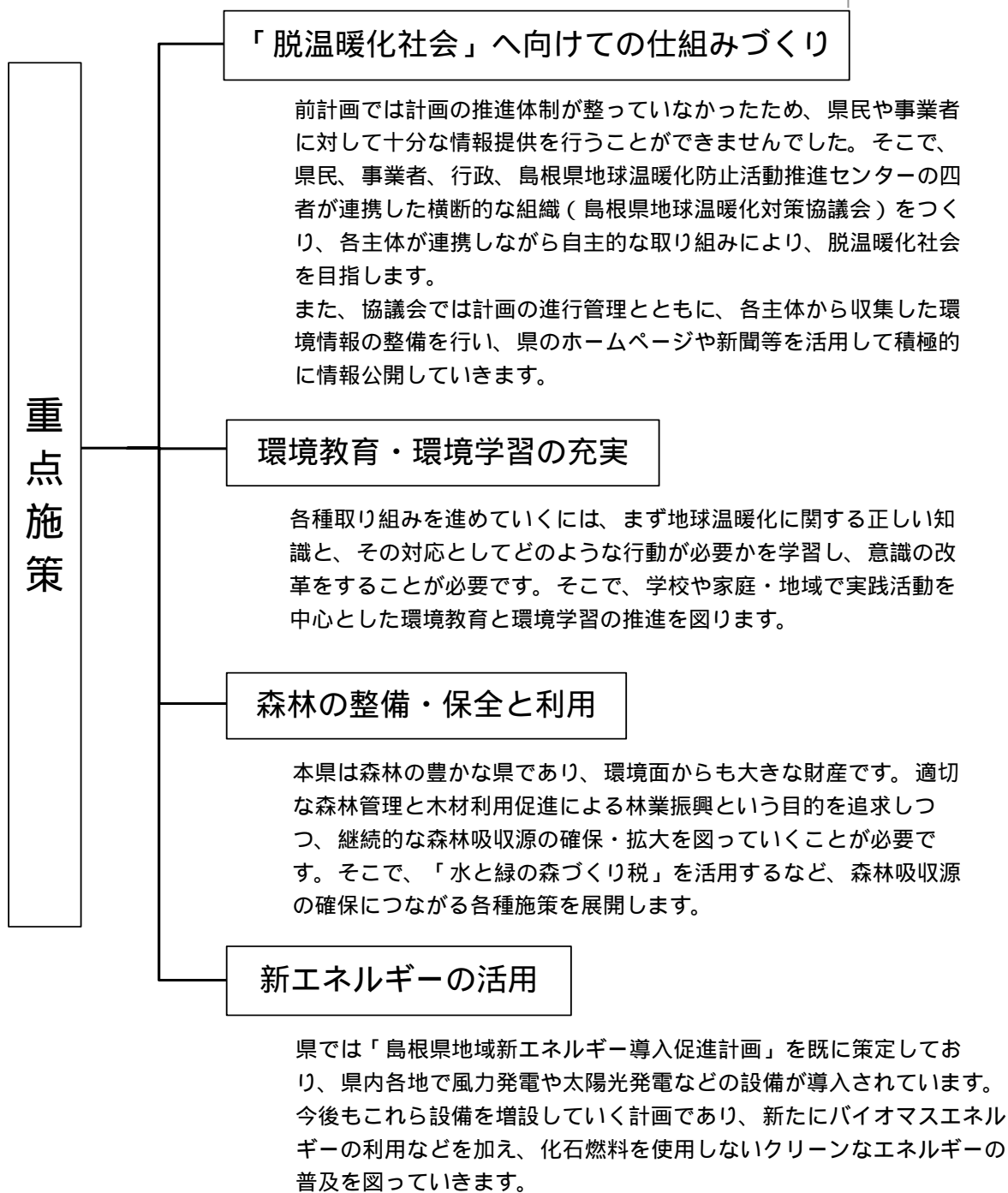
県は「脱温暖化社会」を目指して、前計画の削減目標を達成できなかった原因とそれに対する今後の主な取り組みの方向性を踏まえ、新たな削減目標を達成するために、次の4つの施策を重点施策として掲げ、推進していきます。

また、重点施策とともに、各主体に対する地球温暖化対策の施策を示し、各主体による取り組みの推進を図ります。

(1) 4つの重点施策

全ての主体を対象とする県の重点施策を以下に示します。

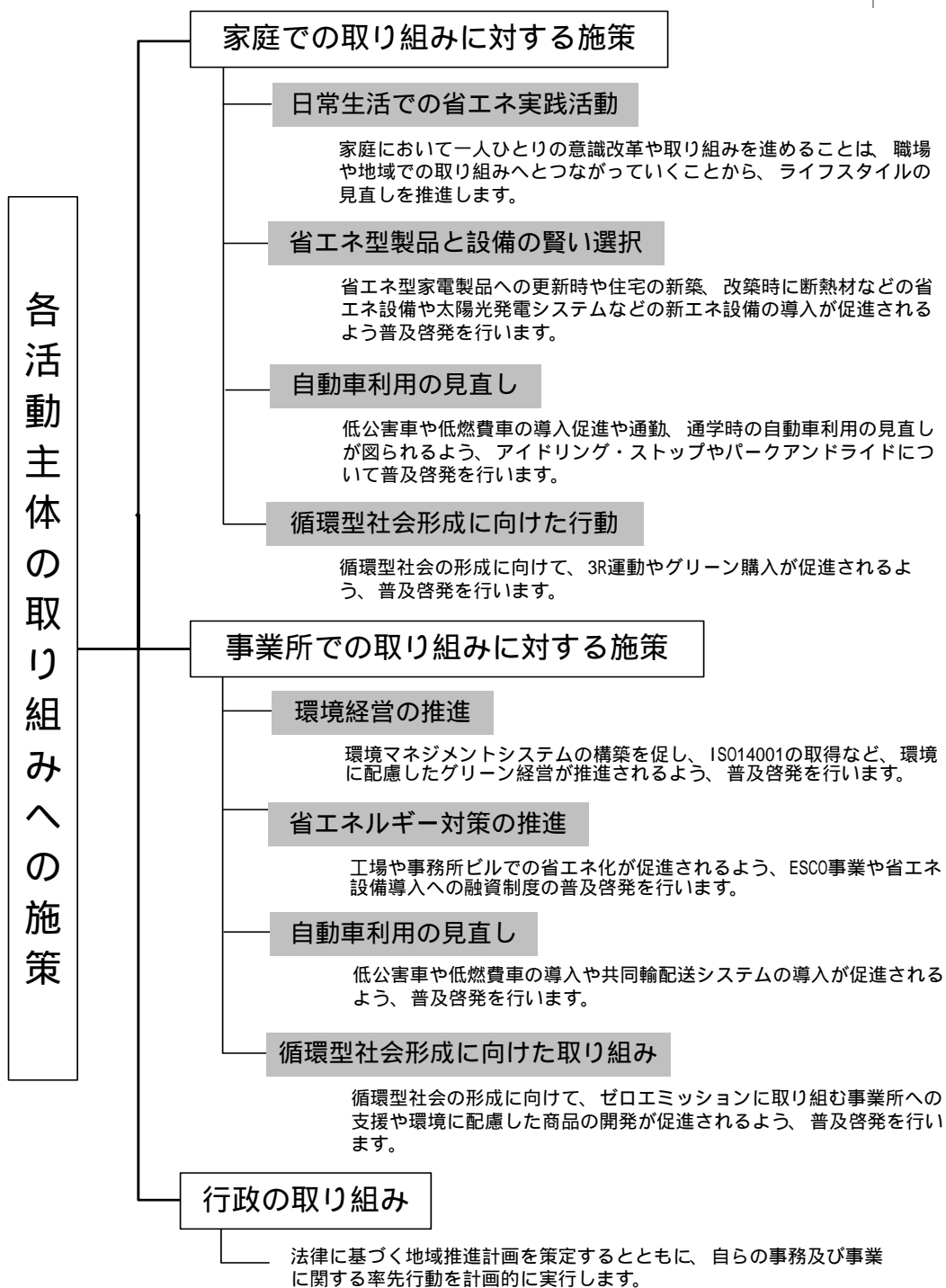
図表 3-1. 重点施策の体系



(2) 各活動主体の取り組みへの施策

各活動主体が行う取り組みに対する県の施策を以下に示します。

図表 3-2. 各活動主体の取り組みへの施策の体系



3.2. 県の重点施策の概要

3.2.1. 「脱温暖化社会」へ向けての仕組みづくり

(1) 島根県地球温暖化対策協議会（仮称）

県は県民、事業者、行政の意識改革と実践活動が必要であるとの認識に立ち、県内におけるすべての活動主体が参加し連携して地球温暖化対策を実行に移す機会が創出される組織づくりを通じて計画の確実な実行による「脱温暖化社会」を目指します。

この組織は本計画の進行管理と情報公開についても行います。（詳細は第4章参照）

次のような流れで進行管理を行います。

宣言	宣言の公表	報告	報告の評価	報告の公表
----	-------	----	-------	-------

〔名称〕 島根県地球温暖化対策協議会（仮称）

〔構成員〕 行政：県、市町村

事業者：各種事業者団体

県民：各種団体、島根県地球温暖化防止活動推進員

関係機関：島根県地球温暖化防止活動推進センター

〔事業〕

協議会

- ・ 地球温暖化対策の重要性、必要性についての普及啓発を行います。
- ・ 各部会の活動内容、取り組み結果について評価を行い、公表します。
- ・ 県民が共有できる環境情報ネットワークを構築し、情報交換や意見交換を行うとともに、優良事例の紹介や表彰を行います。

部会

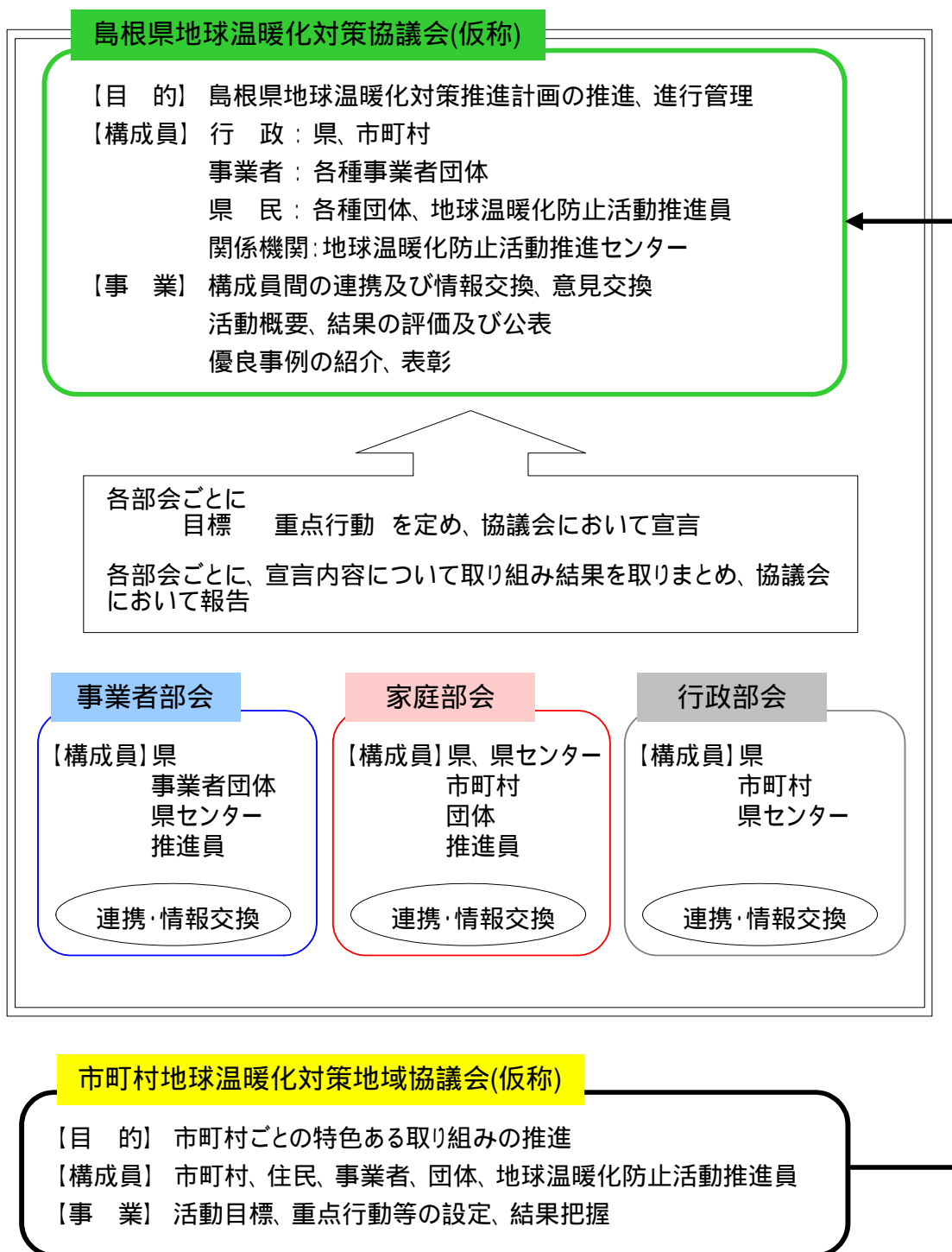
「事業者部会」「家庭部会」「行政部会」の各部会を設けます。

各部会は、各活動主体の取り組み施策の中から年度ごとに重点的な活動内容、削減目標等を定め、取り組みを実施し、その結果を把握するとともに対策協議会へ報告し公表します。

(2) 市町村地球温暖化対策地域協議会（仮称）

県は、地域の自然的社会的条件に応じた取り組みを推進するために、情報提供等を行い市町村を中心とした対策を協議、実行する市町村地球温暖化対策地域協議会の設置を促進します。

図表 3-3. 島根県地球温暖化対策地域協議会（仮称）イメージ図



(3) 推進体制

県は、本計画で設定した目標の達成を確保するための組織である、島根県地球温暖化対策協議会（仮称）の各部会において取り組みが推進されるよう、市町村、島根県地球温暖化防止活動推進センター、島根県地球温暖化防止活動推進員と連携して支援します。

家庭部会への支援

2002年における民生家庭部門における二酸化炭素の排出量は、1990年比で約14%増加しており取り組みを強化する必要があります。

家庭での取り組みを推進するために、住民生活に最も密着した行政機関である市町村には大きな役割が求められます。また、地域において地球温暖化対策についての普及啓発や取り組みに関する情報等を提供すべき立場にある、地球温暖化防止活動推進員並びに地球温暖化防止活動推進センターの役割にも大きなものがあります。

家庭での取り組みが推進されるためには、市町村、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センターの三者がそれぞれの役割を果たすことはもちろんです。県は三者が地域の実情にあった特色ある取り組みが展開できるよう支援します。

特に、家庭での省エネルギーの取り組みを意識づけるために、環境家計簿の活用方法を検討し、三者と連携し普及を図ります。

事業者部会への支援

県内の二酸化炭素排出量の約1/3を占める産業部門及び増加傾向の一途にある民生業務部門の取り組みは、本県における二酸化炭素排出量削減において重要な位置を占めるものです。

県は、同業種ごとに情報交換や意見交換、そして取り組みについて協議される場となる部会を設け、経営者及び従業員の意識啓発や情報提供等の支援を行います。

市町村、島根県地球温暖化防止活動推進センター、島根県地球温暖化防止活動推進員の役割

ア) 市町村

- 自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出削減のための総合的かつ計画的な施策の策定及び実施
- 自らが行う事務及び事業に関する温室効果ガスの排出抑制のための計画の策定及び率先的実行
- 住民、事業者、団体と連携して地球温暖化対策に取り組む地域協議会の設立

イ) 島根県地球温暖化防止活動推進センター

- 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての啓発
- 日常生活における温室効果ガス排出抑制に関する助言、相談対応
- 地球温暖化に関する情報提供
- 地球温暖化防止活動推進員や活動団体への助言、協力

ウ) 島根県地球温暖化防止活動推進員

- 住民に対し、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての啓発
- 住民に対し、日常生活における温室効果ガス排出抑制に関する指導、助言
- 住民に対し、地球温暖化に関する情報提供
- 国、地方公共団体の施策への協力

3.2.2. 環境教育・環境学習の充実

地球温暖化問題は、人類が地球において生活するうえで将来にわたる問題であり、世代を超えた取り組みが必要です。

そのためには、2001年3月に策定した「島根県環境学習基本指針」に基づき、学校、地域、職場での環境教育・環境学習の充実を図ります。

(1) 学校

- 環境学習プログラムを活用した環境教育・環境学習を推進します。

2002～2004年度で作成した幼児から中学生向けの環境学習プログラムの学校（総合学習等）や地域（こどもエコクラブ等）での活用を促進するため、活用事例紹介や研修会を開催します。

- モデル校制度を活用した環境教育・環境学習を推進します。

2003年度から実施している環境学習プログラムを活用した環境学習モデル校制度を県内へ展開し、地球温暖化問題について重点的に取り入れます。

学校や家庭、地域における省エネルギーや地球温暖化問題についての学びと実践の場を提供する(財)省エネルギーセンターが実施する省エネモデル校制度の活用を促進します。

- 学校における森づくり学習の実施、緑の少年団の結成と活動を推進します。

（青少年に対する森林環境教育の推進）

学校における森林環境教育活動を推進するため、「森林体験サポートセンター」の窓口を県内7箇所に設置し、各種相談及び指導者の紹介や情報提供等の支援を行います。

また、森や緑に関する学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプなどのレクリエーション活動を通じて、森を育む心を育てることを目的とした子どもたち主体の団体である「緑の少年団」の結成を推進します。

(2) 地域

- こどもエコクラブ制度を推進します。

環境保全活動や環境学習を目的とした、小中学生とサポートする大人で構成するこどもエコクラブ活動の活性化と拡大を図ります。

- 地球温暖化防止活動推進員と公民館や団体との連携した取り組みを推進します。
- NPO や企業の地球温暖化対策など環境保全活動に対し助成します。
- 環境問題について親子で考える場を提供するため、環境に関するイベントを開催します。

環境フェスティバルについては、地球温暖化問題、新エネルギー、省エネルギー、循環型社会の構築を重点的に取り上げた内容とし、県民の意識啓発に努めます。

- 森林林業体験サポートセンターの機能を充実させ、青少年ボランティア等による森林体験活動を支援します。
- 「県民の森」「ふるさと森林公園」等を拠点として、県民に森林体験活動の場を提供します。

(3) 職場

- 事業所における従業員の環境保全に関する各種研修活動の普及に努めます。
- 財団法人島根ふれあい環境財団 21 では、事業所における環境保全に関する各種研修活動が促進されるよう、しまね環境アドバイザー制度の周知に努めます。

3.2.3. 森林の整備・保全と利用

県土の約8割を占める森林は、水源かん養、国土保全などの機能を有するとともに、二酸化炭素を吸収、固定化する機能を有しており、また循環利用可能な木質資源を多段階に活用することは、化石燃料の消費量削減につながるなど、地球温暖化対策を進めるうえで非常に貴重な財産であります。

この機能を十分に発揮させるためには適切な管理が必要です。また、この適切な管理がなされるためには木材が活用され、新たな森林へと生まれ変わるサイクルを確保する必要があります。

(1) 森林吸収源対策推進プランの実施

- 「森林吸収源対策推進プラン(5ヵ年計画)」に基づき、モデル的な森林の整備・保全を推進します。

島根県森林吸収源対策推進プラン

〔策定年度〕2003年度

〔計画期間〕2003～2007年度

〔目的〕

国の「地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策」を受け、森林の整備・保全促進のモデルとなる重点区域を設け、各種事業を導入し、計画的に森林整備を行うことにより、地域住民の地球温暖化防止対策への意識高揚、森林整備の実行確保を図ることを目的とします。

〔概要〕

重点区域(16カ所)を設定
公共事業(造林、林道、治山)の活用
森林整備協定に基づく森林整備
ボランティア団体等による森林整備活動の支援

〔目標〕

重点区域内における施業の適正な実行

(2) 木材・木質バイオマスの活用促進

- 「島根県木質資源活用維新計画」に基づき、県産材の活用を図ります。

島根県木質資源活用維新計画

〔策定年度〕2003年度

〔計画期間〕2004～2008年度

〔目的〕

県土の8割を占める森林は、最大の地域資源です。ここから産み出される木質資源を住宅資材などの木材製品やバイオマス資源として活用し、その後の植林・育林・伐採という循環を促すことは、県

土保全、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止など、多面的機能の持続的な発揮のための森林の適正管理につながることから、県産木質資源の需要拡大により経済と環境が調和する持続的な地域の発展を推進します。

〔概要〕

県産材使用木造住宅づくりの推進

公共部門における県産材使用の推進

新製品・新用途（バイオマスを含む。）の開発、販売促進・市場開拓等の支援

〔目標〕

県産材使用木造住宅の比率 100%

間伐材利用量 22,900m³

新たな需要先開拓 25件 など

（3）森林の保全・利用への県民の参画と意識熟成

- 学校教育・社会教育の場、ボランティア・自治会等の活動と連携して県民の参画と意識熟成を図ります。

（4）水と緑の森づくり税の活用

- 森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるために創設された「水と緑の森づくり税」を活用した対策を実施します。

水と緑の森づくり税

〔目的〕

広く県民が享受している森林の公益的機能を再生し、水を育む緑豊かな森をつくり次の世代に引き継ぐため、県民のアイデアと参加を得て新たな取り組みを推進します。

〔使途〕

県民主役の森づくり

- ・ 森づくり情報の発信
- ・ 森づくりリーダーの養成・派遣
- ・ 県民アイデアによる森づくり

水を育む県民みんなの緑豊かな森への転換

- ・ 荒廃した壮齢林の不要木伐採と広葉樹の植栽

豊かな森を育む工夫

- ・ 間伐材製品や木質バイオマスなど資源の有効活用
- ・ 川上・川下の交流による森づくりファン層の拡大

3.2.4. 新エネルギーの活用

現在の豊かな社会は、石油、石炭、天然ガス等の化石燃料の大量消費により成り立っていますが、この大量消費が地球温暖化の最大の要因であるとともに資源の枯渇につながっています。

そこで、脱地球温暖化のため、また資源の有効利用のため化石燃料からの脱却を図ることが必要となります。

新エネルギーの導入については、1999年3月に策定した「島根県地域新エネルギー導入促進計画」などにに基づき推進します。

島根県地域新エネルギー導入促進計画

〔策定年度〕1998年度

〔計画期間〕1999～2010年度

〔目的〕

資源に乏しくエネルギー供給構造の脆弱な日本にとって、エネルギーの安定供給を確保することは重要な課題です。一方、従来の化石燃料からは地球温暖化の最大要因である二酸化炭素の排出がともなうため、これに替わるエネルギーへの転換を図る必要があります。そこで、地域に分散する新エネルギーの導入を促進します。

〔概要・目標〕

2010年において、原油換算で143.6千klのエネルギー転換を図ります。(目標値については、技術の開発状況を踏まえ、適宜見直します。)

しまね木質バイオマスエネルギープラン

〔策定年度〕2004年度

〔目的〕

森林県を標榜する本県にとって、木質資源の利活用はエネルギー供給の安定化や二酸化炭素排出抑制のみならず、地域振興にもつながることから、熱需要施設等への木質バイオマスエネルギー導入を推進します。

(1) バイオマスエネルギーの導入促進

- 地球温暖化の最大の要因である化石燃料利用にともなう二酸化炭素排出の削減に大きく貢献する生物由来の再生可能な資源であるバイオマスの有効利用を推進します。
- バイオマスの活用は、農林漁業や農山漁村の活性化にもつながります。

本県におけるバイオマス導入及び検討事例（ : 導入 : 検討）

廃食油

ゴミ収集車、生活バス、農業機械の燃料としての活用

廃棄物

ボイラー、発電機用燃料として活用

木質資源

ボイラー、ストーブの燃料として活用

家畜排せつ物、下水汚泥、木質チップ

堆肥として活用

木質資源からの水素ガスの生成

出典) 島根県バイオマス総合利活用計画をもとに作成

(2) 住宅への新エネルギー・省エネルギーの導入促進

- 新築・改築の住宅に太陽光発電システム、太陽熱利用機器などの新エネルギー設備の導入を促進します。
- ペアガラス、断熱サッシなどを導入し、省エネ型住宅への転換を促進します。
- 住宅祭などのイベントにおいて省エネ型住宅のPRを推進します。

(3) 庁舎、事務所ビルや工場への新エネルギーの導入促進

- 県民、事業者、市町村の新エネルギー設備の導入を促進する観点から、「島根県地域新エネルギー導入促進計画」に基づいて、庁舎への太陽光発電システムなどの新エネルギー設備の導入に努めます。
- コージェネレーションや太陽光発電システム、太陽熱利用機器などの新エネルギー設備の導入を促進します。
- 新エネルギー利用設備等への更新によりエネルギー転換が促進されるよ

う、これら設備の導入に対する融資制度について普及啓発を行います。

- 行政は、実行計画に新エネルギーの導入を明記し、エネルギー転換を図るとともに、省エネルギー対策にも努めます。

県では、ESCO 事業の導入を検討します。

また、マスタープランを作成し、県施設や市町村、民間への拡大を図ります。

(4) 風力発電所建設事業の推進

- 自然資源の風力を活かし環境への負荷の少ない風力発電所の建設を推進し、クリーンエネルギーの供給を図ります。

〔稼働〕

運用開始年月	設置場所	施設名称	定格出力
2002年3月	安来市	なかつみ農村公園	600kW
2003年2月	多伎町	キヲク-ワキ風力発電所	1,700kW
2004年2月	隠岐の島町	隠岐大峯山風力発電所	1,800kW
2004年3月	浜田市	生湯風力発電所	1,500kW

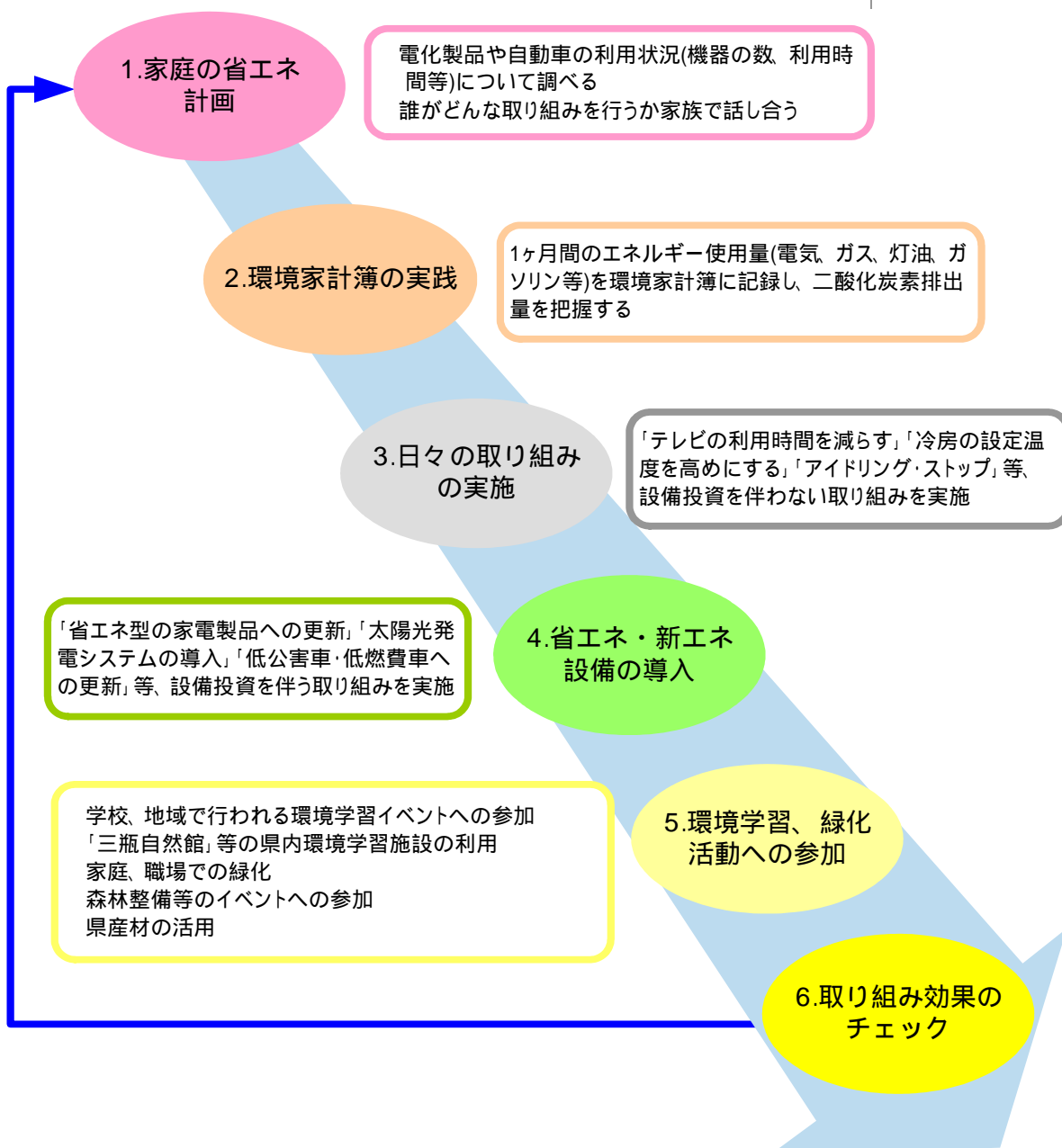
〔計画〕

平田市・江津市地内等においても建設計画があります。

3.3. 家庭での取り組みに対する施策

地球温暖化対策を進めるためには、現在のエネルギーの大量消費のみならず生活用品の大量消費、大量廃棄などライフスタイルを見直すことが重要です。また、一人ひとりの意識改革が家庭での取り組みを進めるうえで重要であるばかりでなく、職場や地域での取り組みへとつながっていきます。そこで、ライフスタイルの見直しを推進します。

図表 3-4. 家庭における取り組みの進め方



3.3.1. 日常生活での省エネ実践活動

(1) 「環境家計簿」の取り組みの推進

- 家庭での省エネの取り組みが意識付けできるよう、市町村、地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員と連携して「環境家計簿」の取り組みを推進します。

県では県民の皆様へ、家庭でのエネルギー使用量を記録する「環境家計簿（わが家のエコチェックシート）」への記入をお願いし、記入していただいた結果に対する診断結果を返信する取り組みを行います。

(2) 家族での取り組みの推進

- 環境問題について家族みんなで考える場を提供するため、環境に関するイベントを開催します。
- 環境保全を行う団体を支援します。

(3) 省エネ・省資源型のライフスタイルへの転換を促進

- 家庭で行う日々の取り組みの普及啓発を行い、省エネ・省資源型のライフスタイルへの転換を促進します。



3.3.2. 省エネ型製品と設備の賢い選択

(1) 省エネ型家電製品の導入の促進

- 家電製品等の更新に際して省エネ製品の購入が促進されるよう、省エネラベリング制度の普及啓発を行います

家電製品に消費電力量や電気料金を明示する新たな省エネラベル制度を確立し、販売者と消費者が一体となった組織をつくり、省エネ型家電製品の普及促進を図ります。

(2) 住宅の省エネ化の推進

- 住宅の省エネ化を図るため、断熱強化等の技術の導入を促進します。

(3) 住宅への新エネルギーの導入促進

- 新築・改築の住宅に太陽光発電システム、太陽熱利用機器などの新エネルギー設備の導入を促進します。



3.3.3. 自動車利用の見直し

(1) 低公害車、低燃費車の導入の促進

- 低公害車、低燃費車への買い替えが促進されるよう、これら自動車の購入に対する補助や融資制度について普及啓発を行います。

(2) エコドライブの促進

- 急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリング・ストップ¹をするなど環境に配慮した運転について普及啓発を行います。

(3) 公共交通機関の利用促進

- ノーマイカーデー²への参加、またパークアンドライド³の活用などを支援し、公共交通機関の利用を促進します。

1) アイドリング・ストップとは自動車が進んでいない時(停車時)にエンジンを止めて、無駄に燃料を消費しないことです。

2) ノーマイカーデーとは市町村や企業がマイカー利用の自粛を呼びかけている日です。

3) パークアンドライドとは近くの駅・バス停までマイカーや自転車で行き、そこから鉄道・バスで職場まで通勤することをいいます。パークアンドライドをするだけでも中心地の渋滞を緩和でき、環境への悪影響を減らすことができます。



3.3.4. 循環型社会形成に向けた行動

(1) グリーン購入の促進

- 環境に配慮された商品の購入が促進されるよう、グリーン購入について普及啓発を行い、グリーンコンシューマーを育成します。

(2) 3R 運動の推進

- 地球温暖化防止及び循環型社会形成のため、3R 運動(廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用) を推進します。

(3) ごみ減量・リサイクル推進週間の普及・啓発

- 法制度の適正な運用とごみの減量化及び建設リサイクル法等の各リサイクル法の推進を図ります。

(4) 買い物袋減量化対策の促進

- 「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、消費者に対してマイバック持参の呼びかけを行います。

(5) 環境 NPO による普及啓発

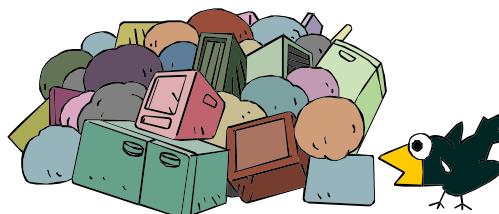
- ごみの減量化・リサイクル推進の普及・啓発を図るため、環境・廃棄物問題に取り組む NPO に対して、(財) 島根ふれあい環境財団 21 を通じた助成を実施します。

(6) しまねエコショップの利用促進

- 「しまねエコショップ認定店」の利用促進を図るため、フェアを開催します。

(7) しまね循環型社会推進会議の運営

- 各主体(県民・事業者・行政) の代表を集め、廃棄物の発生抑制等についての議論・連携を図る機会を提供します。



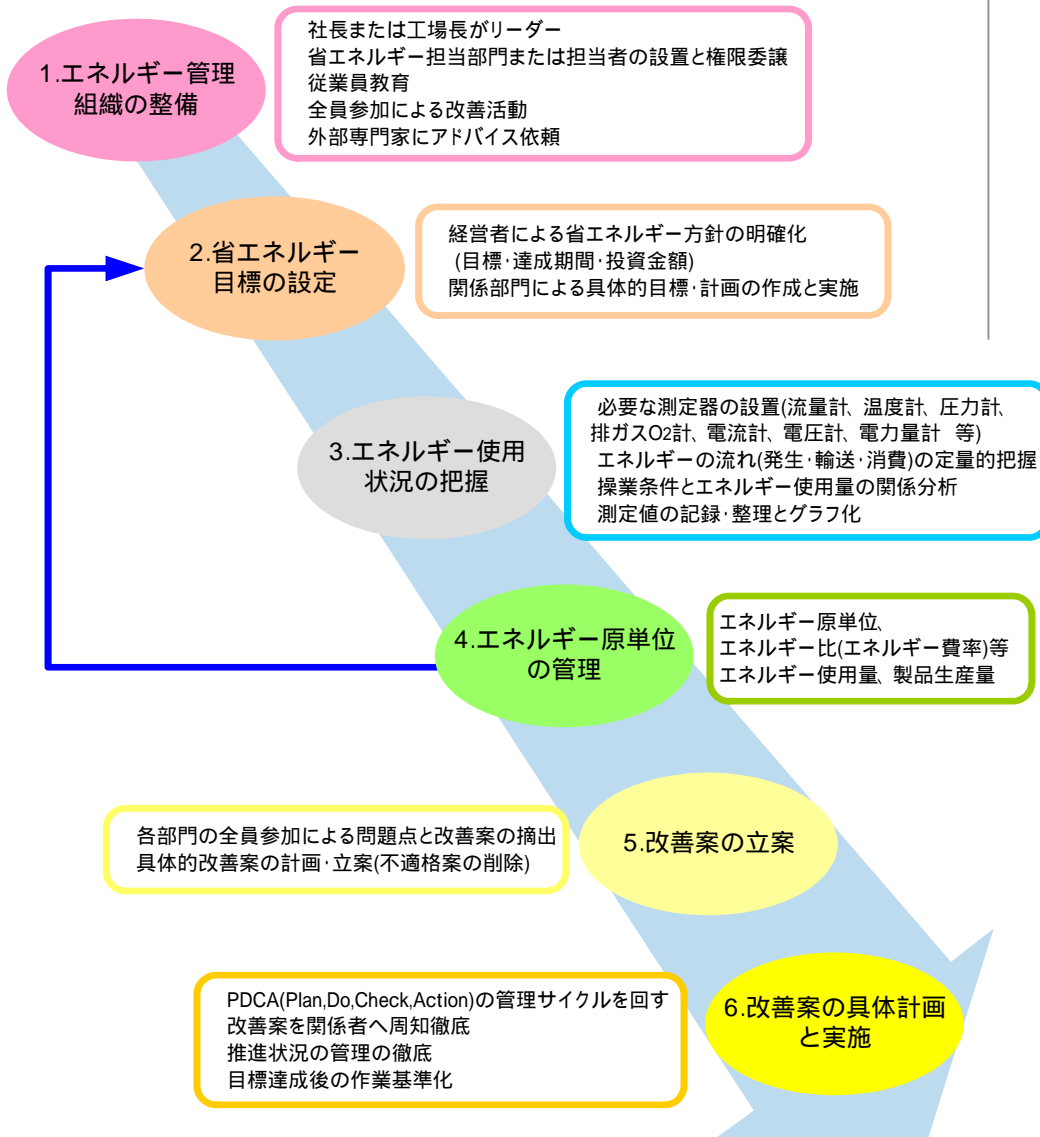
3.4. 事業所での取り組みに対する施策

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（2004年法律第77号）」（以下、「環境配慮促進法」という。）の主旨に鑑み、全ての事業者において環境に配慮した事業展開が促進されるよう支援します。

事業所において地球温暖化対策を着実に推進するためには、経営者並びに従業員全てが意思統一し、組織的な対応が重要です。

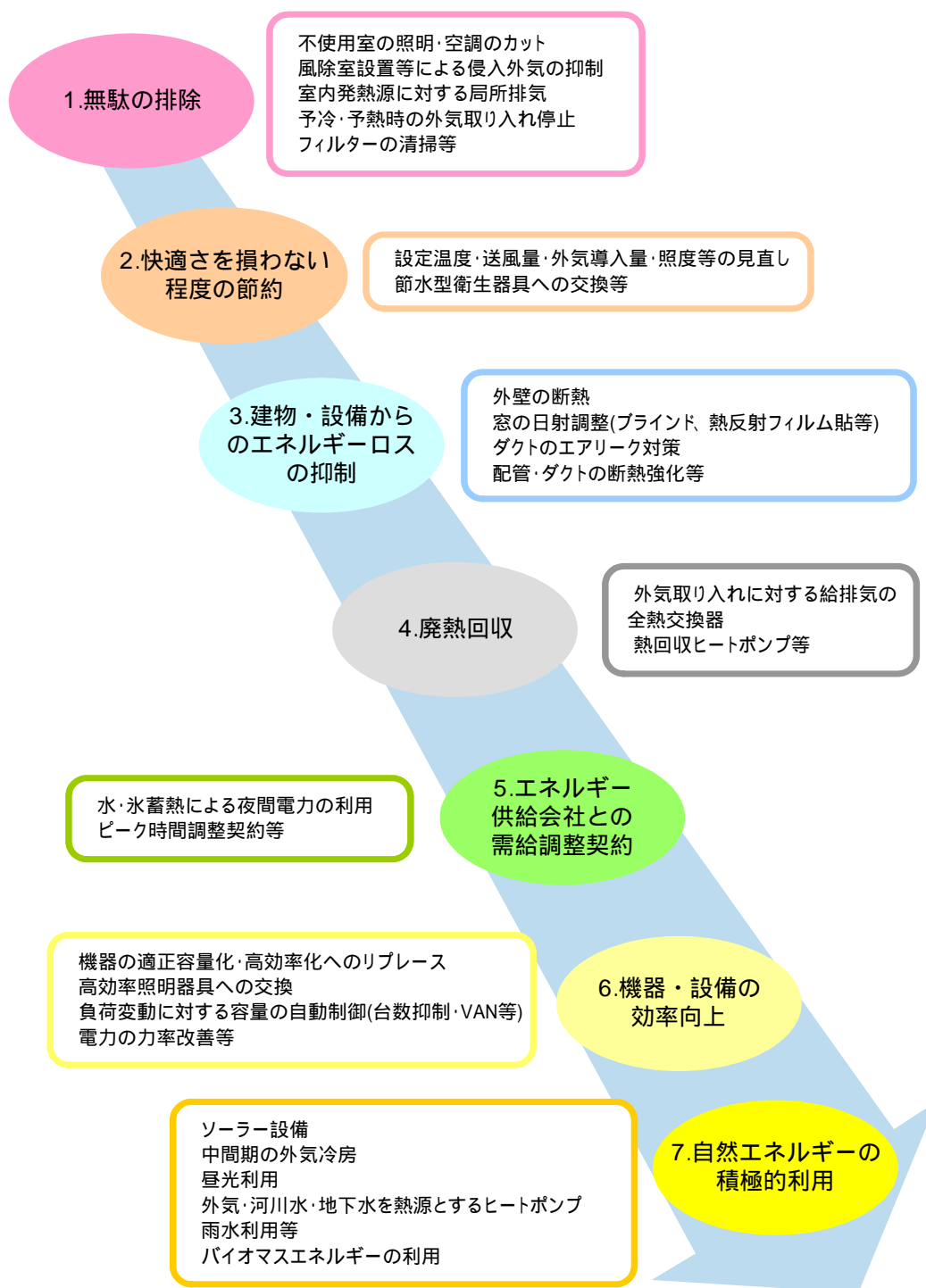
そこで、経営者並びに従業員に対しての普及啓発を図るとともに、エネルギー使用の合理化が促進されるよう支援します。

図表 3-5. 工場におけるエネルギー管理の進め方



出典) 財団法人/省エネルギーセンター「工場の省エネルギー推進のてびき」をもとに作成

図表 3-6. 事務所・オフィス・店舗の省エネ手順



出典) 財団法人/省エネルギーセンター「ビルの省エネガイドブック」をもとに作成

3.4.1. 環境経営の推進

(1) 産業部門、民生業務部門

- 環境マネジメントシステムの構築を促します。
- ISO14001、エコアクション 21 等の取得について支援します。

(2) 運輸業

- 環境マネジメントシステムの構築を促します。
- グリーン経営認証制度の周知を図り、認証取得について支援します。

3.4.2. 省エネルギー対策の推進

(1) 「島根県版環境大福帳（仮称）」の作成

- 事業所における温室効果ガス削減対策を促進するため、事業活動により排出される温室効果ガスの排出量を算定する、国の規制⁴の対象からはずれる事業者向けの「島根県版環境大福帳（仮称）」⁵を作成し普及を促進します。

(2) 省エネ設備、機器の導入の促進

- 事務所ビルや工場等の建築物の省エネ化、また省エネ設備等への更新が促進されるよう、補助制度や融資制度について普及啓発を行います。

(3) ESCO 事業の普及促進

- 事務所ビルや工場等での省エネ化を図るため、ESCO 事業の普及を促進します。

4) 平成 17 年 4 月から環境配慮法に基づき、大企業には環境報告書の作成、公表が求められます。

5) 中小企業における環境配慮の取り組みを進めるために、エネルギー消費について記録するもので、企業版環境家計簿です。

3.4.3. 自動車利用の見直し

(1) 低公害車、低燃費車の導入の促進

- 低公害車、低燃費車への買い替えが促進されるよう、これら自動車の購入に対する補助や融資制度について普及啓発を行います。

(2) エコドライブの促進

- 「アイドリング・ストップ推進事業所登録制度」を推進し、運動に参加する県内事業所を「アイドリング・ストップ推進事業所」として県ホームページで公表し、アイドリング・ストップ運動の普及啓発を行います。

アイドリング・ストップ推進事業所登録数：22

(3) エコドライブ講習会への参加の促進

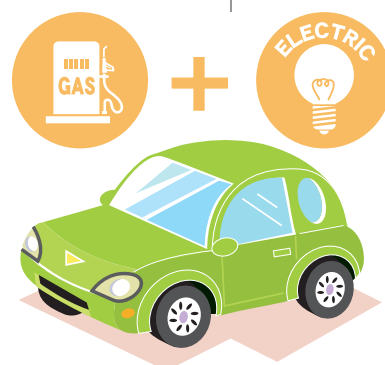
- 経営者はエコドライブの必要性を認識し、運転者を講習会に参加させ、エコドライブを習得させるなど、事業所においてエコドライブが促進されるよう支援します。

(4) 公共交通機関の利用促進

- ノーマイカーデーへの参加、またパークアンドライドの活用などを支援し、公共交通機関の利用を促進します。

(5) 共同輸配送システムの導入促進

- 車輛の積載効率を向上させるため、複数の業者が共同で輸配送を行う共同輸配送システムの導入が促進されるよう支援します。



3.4.4. 循環型社会形成に向けた取り組み

(1) ゼロエミッションに向けた支援の実施

- ゼロエミッションに取り組む事業所を支援するため、各種イベントやシンポジウム等の情報を提供し、事業所からの廃棄物発生抑制・資源循環利用の取り組み、再生商品等の流通を促進します。

(2) 3R 運動の推進

- 地球温暖化防止及び循環型社会形成のため、3R 運動(廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用) を推進します。

(3) しまねエコショップ認定制度の充実

- 環境に配慮した商品の開発や販売が促進されるよう、しまねエコショップの認定制度について拡充を図ります。

(4) グリーン購入の促進

- 環境に配慮された商品の使用が促進されるよう、製品の製造や販売あるいは自らの使用などグリーン購入について普及啓発を行います。

(5) 食品廃棄物のリサイクルシステムの促進

- 食品リサイクル法に基づき、事業者による再資源化の取り組みを一層促進し、食品の製造、加工、流通等の各段階において食品廃棄物の発生抑制・減量及び食品循環資源のリサイクルの促進を図るため、関係法令の説明会や意見交換会を実施します。

(6) デポジット制度の整備

- 容器包装のリサイクルを促進するため、デポジット制度(容器包装のある商品を購入するときに、容器包装代金を価格に上乗せする制度であり、容器包装を返却した場合は容器包装代金が返却される) の導入を関係先に働きかけます。

(7) しまね循環型社会推進会議の運営

- 各主体(県民・事業者・行政) の代表を集め、廃棄物の発生抑制等についての議論・連携を図る機会を提供します。

(8) 島根県産業廃棄物減量税⁶の活用

- 課税することにより、産業廃棄物の減量化への経済的インセンティブを付与するとともに、得られた収入についてもリサイクル製品の開発やリサイクル施設の整備に対する助成、環境教育の充実など産業廃棄物の排出抑制、減量化に大きな効果が期待されるものに使用します。

6) 島根県産業廃棄物減量税とは産業廃棄物の減量や適正な処理を促進することを目的として、2005年4月1日から導入する目的税です。この税金の納税義務者は県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者または中間処理業者です。

3.5. 行政の取り組み

県及び市町村には、地球温暖化対策の推進に関する法律により、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制のための施策の推進、並びに自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画の策定と実行が求められています。

3.5.1. 県の取り組み

(1) 「環境にやさしい率先実行計画」の策定・実行

- 実行計画を策定し公表するとともに、毎年度実施の状況を公表します。

1999～2003年度の取り組み結果

〔目標〕

二酸化炭素排出量を2003年度において、1998年度比10%削減

〔実績〕

- ・ 県施設全体：10%の増加
- ・ 1998年度以降、新築又は建て替え等により大幅な変動があった施設を除いた場合：7.2%の減少

(2) グリーン調達の推進

- グリーン調達方針を策定し公表するとともに、毎年度実施の状況を公表します。

2001～2003年度の取り組み結果

〔適合品調達率〕

2001年度：81.7%

2002年度：88.7%

2003年度：88.9%

- しまねグリーン製品認定制度⁷⁾の普及啓発を図ります。
- 優先調達を図るとともに、市町村や民間での利用促進を図ります。

(3) 環境マネジメントシステムの推進

- 本庁及び一部の地方機関で運用している環境マネジメントシステムを全庁的に拡大し、環境に配慮した事業活動を実施します。

7)しまねグリーン製品認定制度とは循環資源の再資源化を押し進め廃棄物の発生を抑制し、循環型社会の形成及び地球温暖化の防止を図ると同時に、環境に配慮した県産品を育成して、県内産業の振興を図るために創設した制度です。

(4) ESCO 事業等の導入

- ESCO 事業は、工場やビルの省エネ手法として有効です。県内への導入を積極的に推進するために、県以外の施設も含めた導入可能性調査を行いマスタープランを策定するとともに、先導的に県施設において ESCO 事業を実施します。
- その他、県有施設に対し新エネルギーの導入や省エネルギー対策を行い、エネルギーの転換と削減を推進します。

3.5.2. 市町村の取り組み

(1) 「地域推進計画」の策定・実行

- 地域推進計画を策定し公表するとともに、施策の実施に取り組みます。

(2) 「環境にやさしい率先実行計画」の策定・実行

- 実行計画を策定し公表するとともに、毎年度実施状況の公表に取り組みます。

県内市町村における実行計画策定数：7市町村(2004年12月現在)

(3) グリーン調達への推進

- 物品やサービスの調達にあたっては、環境に配慮されたものが調達されるようグリーン調達方針を策定し公表するとともに、毎年度実施状況の公表に取り組みます。

(4) 環境マネジメントシステムの推進

- 環境マネジメントシステムの構築に取り組みます。

〔実績〕

- ・ 安来市：2000年3月
- ・ 加茂町：2000年4月
- ・ 出雲市：2003年12月